

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

第4編 第5章：交換(permuta)

第1538条 交換では、契約の各当事者は他の物を受領するためにある物を与える義務を負う。

第1539条 契約当事者の一方が交換で約束された物を受領し、その物が与えた者の所有物でないと明らかにした場合は、反対給付物を引渡す義務を負わないことができ、受領物の返還で履行する。

第1540条 交換で受領した物を追奪で喪失する者は、反対給付物の回復か損害賠償の請求かを選択できる。但し、引渡した物の回復権は、それが他方の支配下にある間行使できるのみで、その物の上に善意の第三者が取得した権利を害しない。

第1541条 本章で特に規定されていない事項については、交換には、売買に関する規定が適用される。